

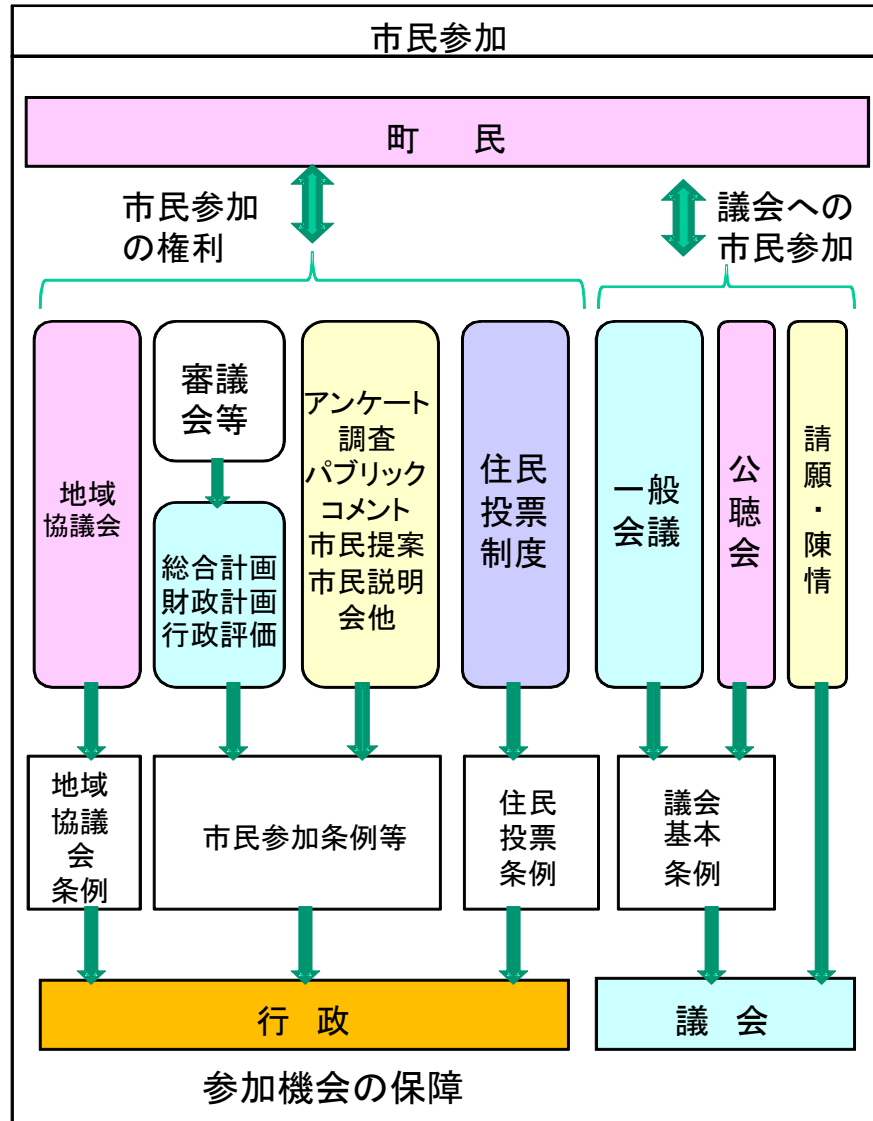
自治基本条例の概要
(町民参加)

平成21年11月13日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

(1) 自治基本条例の町民参加 p71

3. 市民参加



ポイント

①参加機会の保障 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。(白老町)

→ 具体的な参加の制度がない → 町民参加が進まない (何も変わらない)

②市民参加 町は、町政運営への町民の参加を推進するため、別に条例等で定める。(具体化)

当該条例等には、次の事項を定めるものとする。

- ・町民参加を行う基準と行わない場合の基準の明確化
- ・町民参加の方法(参加手法)及びその適切な選択(1つ以上)並びに町民参加の周知方法、提出された意見の取り扱いに関する事項
- ・審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- ・町民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- ・その他町民参加に関し必要な事項

→ 別に条例を制定するためには時間がかかるので自治基本条例に具体的参加の条項を入れ、詳細は規則に委任することをしてはどうか。

→ 市民参加の具体的規定は石狩市の「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」や苫小牧市の「市民参加条例」等を参照

審議会における公募市民の比率(H20.6実施の市民参加の環境調査)

- ①北広島市 38.8%
- ②滝川市 25.6%
- ③函館市 16.3%
- ④苫小牧市 10.5%
- ⑤稚内市 5.5%
- ⑥帯広市 5.3%
- ⑦札幌市 4.5%

(2) 自治基本条例の町民参加 p71

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	二セコ町	八雲町	八雲町	八雲町	美幌町
町民参加	<p>(町民の参加) 第7条 町民は、町政の主権者として、町政運営に参加する権利があります。 (町民参加の推進) 第8条 町は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。 (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。 (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。 (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。 (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。 (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき。 2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、町政運営に反映するよう努めます。 (町民参加の方法と時期) 第9条 町は、次に掲げる方法を活用して、適切な時期に町民参加を推進します。 (1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といふ。))第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので町が定めるもの) (2) 意見交換会 (3) アンケート (4) パブリックコメント手続(意思決定過程で案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度) (5) その他適切な方法 2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>(町政参加の推進) 第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。 (参加機会の保障) 第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に進めます。 2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。 (町政活動への参加) 第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加することができます。</p>	<p>(市民参加) 第5条 市は、市政運営への市民の参加(以下「市民参加」といふ。)を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。 (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項 (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項 (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項 (4) その他市民参加に関し必要な事項</p>	<p>(多様な参加の機会の整備等) 第28条 市は、事業の内容、性質等に応じて次条から第31条までで定めもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。 (審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。 (パブリックコメント手続) 第30条 市長等は、市民生活に重要な事業の策定に当たっては、市民から当該事業に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といふ。)を行います。 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめ公表します。</p>	<p>(市民参加) 第33条 市議会及び市長等は、市民参加を推進するため、市民参加の機会を保障しなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民参加に関する制度を整備し、市民が市民参加に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民参加に関する制度の周知を図り、市民参加に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>第8章 まちづくりの協働過程 (計画過程等への参加) 第36条 町は、町の事業の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等と比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報 (計画の策定等における原則) 第37条 総合的かつ計画的に町の事業を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるように断続的検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</p>	<p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進捗管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 (計画進行状況の公表) 第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	<p>第3章 町民参加と協働 1 町民参加の基本 (1) 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。 (2) 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。 (3) 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとする。町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとする。 (4) 議会及び行政は、町民が、町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとする。 (5) 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとする。 2 町民参加の推進 (1) 行政は、次の事項を実施する場合は、町民の参加を推進し、町民の意思を町政活動へ反映します。 ① 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき ② 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき ③ 広く町民が利用する公の施設の利用方法及び管理運営方法の決定をするとき ④ 公の施設を新設し、改良し、又は廃止するとき</p>	<p>⑤ 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を行うとき ⑥ 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき ⑦ 前記各項目のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施を決定するとき (2) 法令の規定によるものや緊急その他やむを得ない理由があるときは、町民参加を行わないことができます。 3 町民参加の方法及び時期 (1) 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、行政活動に町民の意思を反映させるために必要かつ適切な時期に、町民参加を行うものとする。 ① 審議会等への委員としての参加 ② 意見交換会等への参加 ③ 町民意見の公募(パブリックコメント)への意見表明 ④ アンケート調査等への意見表明 ⑤ その他適切な方法 (2) 前項に関して必要な事項は、別に定めます。 4 提出された意見等の取り扱い (1) 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等(以下「意見等」といふ。)を総合的に検討するものとする。 (2) 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でないとき認められる場合は、この限りではありません。 ① 意見等の内容 ② 意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>5 審議会等の運営 (1) 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項を配慮するものとする。 ① 行政は、審議会等の委員を選任する場合は、性別、年代の別等に配慮し、委員構成における中立性の保持に留意するものとする ② 行政は、正当な理由がある場合を除き、公募の委員を選任するものとする (2) 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録(会議の内容の要旨を記録したものをいう。)を作成し、閲覧に供するものとする。 ① 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数 ② 会議の議題 ③ 会議の検討において使用した資料 ④ 会議における発言又は議事の経過 ⑤ 会議の結論 ⑥ その他必要な事項 (3) 公募委員の募集は、次に掲げる事項を町広報、町ホームページ及びその他の方法により行うものとし、原則として1月程度の応募期間を設けるものとする。 ① 審議会の名称、目的、審議事項及び開催条件(回数、報酬等) ② 任期 ③ 応募資格 ④ 募集人員 ⑤ 応募期間及び方法 ⑥ 選考方法 ⑦ 問い合わせ先 ⑧ 前項各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項</p>	

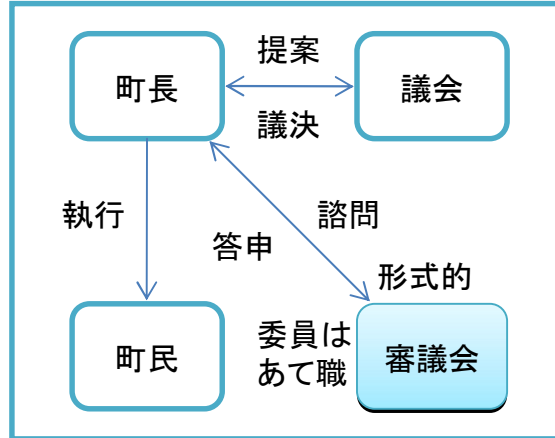
(3) 自治基本条例を制定したら美幌町はこう変わる

町民が参加した行政運営

町民参加が必要な事項

- ① **高齢者保健福祉計画の策定**
高齢者の地域での自立し安心して暮らすための計画の策定
→介護事業計画等作成委員会で策定
- ② **町の公共下水道使用料の改定**
下水道会計の健全化を図るため、公共下水道使用料を平均3.9%値上げ
→下水道事業運営委員会の答申後、(議会提案)
- ③ **成人検診の助成廃止など国民健康保険の保健事業の見直し**
国民健康保険事業会計の経営の健全化を図るため、39歳以下等の健康診査を受信した場合の助成事業の廃止
→国民健康保険運営協議会の答申後、(議会提案)
- ④ **町営温泉施設の営業時間変更**
10月～4月10時～20時→13時～20時
来館者が減少する期間の開館時間の短縮で管理運営費を縮減し赤字圧縮
→条例改正(議会提案)
- ⑤ **町施設の年末年始の休日変更**
12月31日から翌年の1月5日までの日→12月29日から翌年の1月3日までの日
(本庁舎・診療所・保健福祉センター・スポーツ施設・児童館・公民館・図書館など)
→条例改正(議会提案)

形式的町民参加の仕組み



町民参加の具体的条例項目

- 町民参加の推進(町民の参加の推進と意向の反映)→普遍的ルール
- (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
 - (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。
 - (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
 - (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。
 - (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき。
(下川町自治基本条例)

なぜ、町民参加か

・今までは国がほとんど決め、町長と議会は国の指示命令に従って町政運営を行うことで、なんら支障はなかった。
→財政赤字

And

・町民は自分の生活に集中し、公共的領域は行政にお任せしてしまった。
→公共領域は「行政が主役」が定着

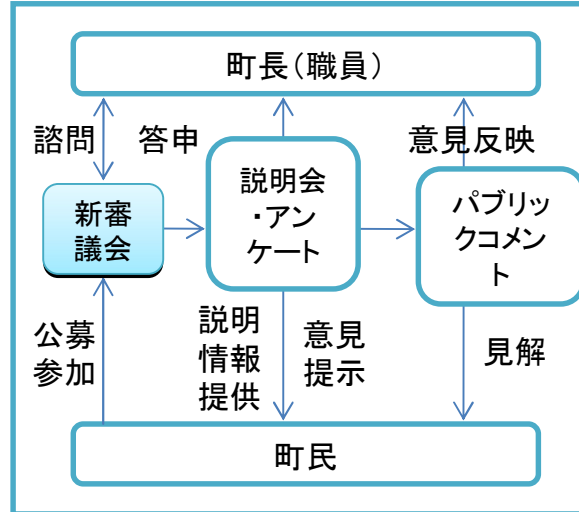
↓

・地方分権の進展

↓

地域における自己決定・自己責任のルール構築が必要(自治基本条例)

生きた仕組みの運営



(注)平成20年度の石狩市のパブリックコメントより